

石垣市住民税均等割のみ課税世帯等

物価高騰対策臨時支援金及びこども加算支援金 申請書（請求書）

石垣市長 様

申請期限
令和7年7月31日まで

市
受付印

裏面の【誓約・同意事項】を確認（チェック☑）し、誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者（世帯主）

(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
	男・女	大・昭・平・令 年 月 日	電話 ()

2. 申請者が属する世帯の状況

※令和6年12月13日時点の世帯の構成員（19歳以上）について記載
18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の児童については裏面へ記載

	(フリガナ) 氏 名	申請者 との 続柄	生 年 月 日	令和6年1月1日時点の住所 (現住所と異なる場合のみ記載)	令和6年度 住民税課税状況
1	(申請者)	本人			☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
2			大・昭・平 年 月 日		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
3			大・昭・平 年 月 日		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
4			大・昭・平 年 月 日		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告

3. 振込口座（原則、1. の申請・請求者名義の口座）

※長期間入出金の無い口座を記入しないでください。
※下欄に記載し、振込口座の確認書類（通帳等の写し）を添付してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書きください。	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。
1. 銀行 4. 信連 2. 金庫 5. 農協 3. 信組 6. 信漁連 7. 漁協	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関番号	店番号			

ゆうちょ銀行	通帳記号 〔6桁目がある場合は※欄 にご記入ください。〕	通帳番号 ※右詰めでご記入ください。	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1 0 ※		

注) 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方等、どうしても口座による受取ができない方は、石垣市福祉総務課（☎0980-83-1683）にお問い合わせください。

※処理欄※

支給予定額 円

裏面も必ずご確認ください。

右記のQRコード
からも申請する
ことができます。



4. こども加算対象児童の状況

※18歳以下(平成18年4月2日生まれ以降)の児童がいる場合に記入してください。

	(フリガナ) 氏 名	続柄	生 年 月 日	同居・別居 に○	住所(別居の場合)	生計の同一 有無に○
1			平成・令和 年 月 日	同居・別居		有・無
2			平成・令和 年 月 日	同居・別居		有・無
3			平成・令和 年 月 日	同居・別居		有・無
4			平成・令和 年 月 日	同居・別居		有・無
5			平成・令和 年 月 日	同居・別居		有・無
6			平成・令和 年 月 日	同居・別居		有・無

【申請額】 対象児童数 人 × 10,000 円 = 申請額 円

※住民票上、別世帯(単身で寮に入っている場合等)であるが扶養している児童(平成18年4月2日生まれ以降)がいる場合は、上記の欄に記載し別居監護申立書(こども加算支援金)、別居している児童(別居先の世帯全員)の住民票を添付してください。令和6年12月14日から令和7年7月31日生まれの新生児については、改めて申請が必要です。令和7年7月31日までに申請書にてご請求ください。(申請がない場合は、支給できませんのでご注意ください。)

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

石垣市住民税均等割のみ課税世帯等物価高騰対策臨時支援金及びこども加算支援金の支給要件すべてに該当します。

※ア 世帯の全員が、令和6年度住民税非課税及び均等割のみ課税である者で構成される世帯又は均等割のみ課税で構成される世帯である。

※イ 世帯の全員が、令和6年度住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではありません。

① ※ウ 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに「未申告」である者はいません。

※エ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいません。

② 石垣市以外の市区町村で、同趣旨の支援金を受けていません。

③ 支給要件の該当性等の審査等をするため、本市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことと必要な資料の提供を他の行政機関等に求めたり、提供することに同意します。

④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

⑤ この申請書は、本市において支給決定をした後は、本支援金の請求書として取り扱います。

⑥ 本市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払いが完了せず、かつ、令和7年7月31日までに本市が申請・請求者に連絡・確認ができない場合に、本支援金が支給されないことに同意します。

⑦ 本支援金の支給後、申請書(請求書)の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、本支援金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、本支援金を返還します。

本申請の内容に相違ありません。

年 月 日 申請者氏名(署名)

提出書類

□ 『石垣市住民税均等割のみ課税世帯等物価高騰対策臨時支援金及びこども加算支援金 申請書(請求書)』(本書)

□ 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

□ 『振込口座を確認できる書類の写し(コピー)』

□ 『課税証明書等(コピー)』(令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行するもの) ※該当者のみ

□ ※代理申請する場合 『代理人の本人確認書類の写し(コピー)』

委任欄【代理申請・受給を行う場合】 ※確認書類も併せてご提出ください。

代理人	フリガナ 代理人氏名	世帯主との 関係	代理人生年月日	代理人住所
			昭和・平成 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、支援金の申請(請求)・受給を委任します。			世帯主 氏名	署 名

※申請書の提出から振込まで、約1か月程度要します。1か月以上たっても通知や振込がない場合は、福祉総務課(☎0980-83-1683)までご連絡ください。